

平成25年6月19日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 山本起美代  
平成24年(ネ)第4873号損害賠償請求控訴事件(原審:横浜地方裁判所平成  
23年(ワ)第5174号)

口頭弁論終結日 平成25年4月22日

判 決

控訴人

訴訟代理人弁護士

別紙代理人目録記載のとおり

横浜市神奈川区鶴屋町三丁目35番地8タクエ一横浜西口第2ビル2階

被控訴人

株式会社フロンティア21

代表者 代表取締役

高橋純也

訴訟代理人弁護士

中根勝士

主文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、金2234万4300円及びこれに対する平成22年8月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じ被控訴人の負担とする。
- 4 この判決の主文第2項は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁判

1 控訴人

主文と同旨

2 被控訴人

- (一) 本件控訴及び当審において拡張された請求をいずれも棄却する。
- (二) 控訴費用は、控訴人の負担とする。

## 第2 事案の概要

本件は、インターネット上で有料メール交換サイトを営む被控訴人が、サクラを使ってメールを送信し、控訴人をサイトに誘い込み、控訴人にサイト利用料金名目で多額の金員を振り込ませるなどしたとして、詐欺による不法行為に基づき、控訴人が被控訴人に対し、利用料金相当額の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

原判決は、被控訴人の不法行為の日時、内容等、控訴人の誤信内容、錯誤に基づく被控訴人への送金ないしポイント購入の時期及び金額につき特定がなく、サクラと被控訴人の関係等につき主張上明らかではないとして、控訴人の請求を棄却したため、これに不服の控訴人が控訴するとともに、当審において請求を拡張し、さらに損害賠償額の1割に相当する弁護士費用の支払を求めるとともに、遅延損害金の始期を訴状送達の翌日（平成23年10月22日）から最終不法行為の後の日（平成22年8月26日）に変更した。

### 1 前提となる事実（証拠の記載のない事実は争いがない。）

(一) 被控訴人は、インターネット上で多数の有料メール交換サイトを営む会社であり、「直撃ドキュン」（当初のサイト名は「直アポ☆ゲット」。）、「直アドゲッчу」、「ピュアラブROYAL」（当初のサイト名は「ご近所〇〇」であり、その後、「プリンセスモバイル」となり、さらに「ピュアラブROYAL」となった。）、「ご近所直アドnett」は、いずれも被控訴人の運営するサイトである（以下これらのサイトを「本件各サイト」といい、特定のサイトを指すときは、その名称で特定する。）。

（なお、上記「ご近所〇〇」のうち「〇〇」の部分は具体的な名称が証拠上明らかでない。以下においても、具体的な名称が明らかでない場合には、全て「〇〇」を用いることとする。）

(二) 本件各サイトは、いずれも、見知らぬ者同士がインターネットの掲示板や電子メールのやり取りを通じて知り合うことができる「出会い系サイト」で

ある。

出会い系サイトでは、一般利用者は、サイトに登録することにより、運営業者からIDとパスワードが交付され、それらを入力することによりサイトを利用して、サイト内でメールのやり取りをすることができる。

メールのやり取りの方法は、以下のとおりである。まず、利用者宛のメールが届いている場合には、サイトの運営業者は、登録された利用者のパソコンにメールのタイトルと差出人のハンドルネーム（ニックネーム）を送信してメールがあったことを知らせるが、利用者は、冒頭部分を除き、本文を読むことはできないため、メール本文を全て見るためには、メールに添付されているURLをクリックしてサイトにアクセスし、メールを読み、これに返信することになる。

このようなメールを読む、メールを送る、画像を見る、画像を送るなどの各操作について利用料金が課せられる。本件各サイトは、各操作ごとに一定の利用料金が課せられる旨規約で定められ、各操作をする毎に、予め利用者が購入したポイントから各操作に必要とされるポイントが引き落とされる仕組みとなっている。

このポイントを購入するには、利用者は、銀行振込み、クレジットカード、電子マネー決済など被控訴人の用意した各種決済方法から選択して入金することになる（以上につき甲1ないし3）。

(三) 控訴人は、別紙記載のとおり、平成21年3月8日から平成22年8月26日まで、本件各サイトを利用し、ポイントを購入するため、日付欄記載の日付に、振込方法欄記載の方法により、金額欄記載の金額を被控訴人に支払った（甲4の1ないし5）。すなわち、

(1) 控訴人は、平成21年3月28日から平成22年7月25日までの間、「直撃ドキュン」のサイトを利用し、ポイント購入費名目等で合計913万5000円を被控訴人に支払った。

- (2) 控訴人は、平成21年3月18日から平成22年8月26日までの間、「直アドゲッчуー」のサイトを利用し、ポイント購入費名目等で、合計523万円を被控訴人に支払った。
- (3) 控訴人は、平成21年3月8日から平成22年3月20日までの間、「ピュアラブROYAL」のサイトを利用し、ポイント購入費名目等で、合計393万5000円を被控訴人に支払った。
- (4) 控訴人は、平成21年3月15日から平成21年10月8日までの間、「ご近所直アドnet」のサイトを利用し、ポイント購入費名目等で、合計201万3000円を被控訴人に支払った。
- (5) 控訴人が利用料金として被控訴人に振り込んだ金額は、本件各サイト合計で2031万3000円となる。本件各サイトにおいては、いったん購入したポイントは、退会と同時に消失し、返金不可とされている（甲1, 2の各3条, 甲3の「特定商取引法表記」欄）。

## 2 当事者の主張

（控訴人）

### （一）本件各サイトの違法性

（1）被控訴人は、サクラを使用しながらその事実を隠して、控訴人を巧みに本件各サイトに誘い込み、あるいは控訴人を自動登録した上、サクラが多数の誘惑的なメールを送り、資金援助や連絡先交換又は待ち合わせ等をする意思もないのに、それが可能である旨の虚偽の内容をメール送信してこの旨控訴人を誤信させ、控訴人をしてサイトを利用したメールの送受信等を多數回繰り返させてこれに必要とされるポイントを大量に購入させ、または、上記資金援助等の目的達成のために暗号送信等の手続が必要であるとの虚偽の事実を申し向けてその旨控訴人を誤信させ、その操作のために利用料金名下に多額の金員を支払わせたものである。

本件各サイトは、全体として、一般利用者から金銭を騙し取るための仕

組みとして構築されており、サイトに登録させる、誘惑メールを送信してサイトの利用を促す、その利用が開始された場合、利用者の期待等をあおって過大な利用料金等を支払わせ、次々とメールや暗号送信等の送受信を事実上強いるという一連の行為は、利用者に対する詐欺を構成する。

本件各サイトの運営業者である被控訴人は、サクラを使いながら、その事実を隠してサイトを利用させ、上記の手法により控訴人を欺き、錯誤に陥った控訴人に利用料金名下に高額な金員を支払わせたものであり、詐欺の不法行為に当たる。

(2) 控訴人は、本件各サイトで以下の14人の相手（以下「本件各相手方」という。）とメール交換をした。その具体的な内容は次のとおりである。

(3) 「直撃ドキュン」におけるメール交換

① はるなどのメール交換

(ア) はるなは、控訴人宛てのメールにおいて、ファイナンス系会社を経営する社長を自称し、自分の指示に従えば多額の金銭を特別な手段で供与できると控訴人に申し向け、その際、セキュリティー強化やスピードアップ料等の費用として高額のポイントを購入させた。

(イ) はるなは、金員入手のための特別な方法を控訴人に指示し、これらの内容を信用した控訴人は、短時間のうちにポイント購入を繰り返す、サラ金会社からの借り入れと短期完済を繰り返す、ビットキャッシュ（電子マネー）を大量に購入し、被控訴人に大量入金するなどの行為を行ったが、結局、はるなから資金援助を受けることはできなかった。

② 「『財務管理事務局』坂東舞衣」（以下「舞衣」という。）とのメール交換

舞衣は、控訴人宛てのメールにおいて、「会社で3000万円の利益が出たので、極秘で受け取って欲しい」という申出を行い、控訴人の受取口座番号の送信に関し、暗号返信を繰り返すことを要求したほか、

アドレス及び電話番号添付を求める、規約上多くのポイントを必要とする送受信及び終わることのない上記暗号操作の続行を求めて膨大なポイントを消費させた。

(4) 「直アドゲッчу」におけるメール交換

① 「セレブな処女姫♪19歳エミ☆」(以下「エミ」という。)とのメール交換

エミは、控訴人宛てのメールにおいて、話し相手になったり、会ってくれればお礼に数千万円をあげると申し向け、その旨控訴人を信用させ、平成22年4月から8月まで、8回の面会を約束しながらこれを実行せず、待合場所、日時、その変更、撤回など大量のメール交換に高額のポイントを消費させた。

② 「年商100億・恭子〔40歳〕」(以下「恭子」という。)とのメール交換

恭子は、控訴人宛てのメールにおいて、年商100億円の会社経営者であると自称し、面会して性交渉をすること及び対価として高額な現金を支払う旨を申し向け、この旨控訴人を信用させ、サイト内メールで面会の約束場所と時間を指定してきたが、無理な時間帯を指定し、控訴人が約束しても突然反故にしたりして、控訴人にその連絡等に多大なポイントを消費させた。

③ 「精子バンク医療科学研究所 奈津美」(以下「奈津美」という。)とのメール交換

奈津美は、控訴人宛てのメールにおいて、精子バンク医療科学研究所の職員を名乗り、研究所の業務上、男子の精子が必要で控訴人が研究条件に合致するので採取の必要があること及び採取には20万円から100万円の対価を支払う旨を申し向け、控訴人をしてその旨信用させ、待ち合わせ、その方法、精子取得の対価等の連絡をしたが、3回の面会約

束をしたもの、面会を断つたり、理由を付けて反故にしたりし、その受送信に多数回のメールのやり取りを余儀なくさせて控訴人のポイントを消費させた。

④ 「グローバル投資銀行頭取婦人〔34歳〕」(以下「頭取婦人」という。)とのメール交換

頭取婦人は、支援金9000万円を受け取るつもりはないかとするメールを控訴人に送信し、控訴人に対し、直接会って現金を手渡すとして、控訴人の住所近くのビデオ店、病院、ホテルの部屋などを待ち合わせ場所に指定しながら、実際に待ち合わせをする段になると、場所を突然変更したり、連絡を絶ったりするなどして、控訴人にその連絡のための送受信に多くのポイントを消費させた。

(5) 「ピュアラブROYAL」におけるメール交換

① 「IT企業取締役○○」は、控訴人宛てのメールにおいて、会社経営についての話相手か相談相手になってくれれば3000万円を渡す旨を送信して控訴人をその旨信用させ、JR高槻駅を待ち合わせ場所として指定したが、同人は現れることがなく、その後何回待ち合わせをしても同様であった。その所在確認等のため、控訴人は多大なポイントを消費させられた。

② 「固定資産管財人○○」は、控訴人宛てのメールにおいて、会社の固定資産を管理して生じた2000万円の剰余金を受け取って欲しい、ついては税務署に覚知されないための特殊な振込システムとして、暗号送信の必要があると申し向け、その旨信用した控訴人は、その指示に従つて暗号を數十回にわたり送信したが、作業指示が何時までも終わらず、これにより多数のポイントを使用させられた。

③ 同年5月10日、「外科医○○」から、話し相手や相談相手になってくれれば600万円を会って手渡すとの申し出があり、控訴人はその連絡

にしたがってＪＲ新大阪や高槻駅、同人が来ているという場所まで駆けつけて同人を待ち続けたが、同人は一度も現れなかった。控訴人は、所在確認等のため1日だけで数百回に及ぶメール交換をし、大量のポイントを購入し、使用させられた。

④ 同年8月初め頃、「ＳＥ神谷／個人情報開示可」（以下「ＳＥ神谷」という。）という女性は、控訴人宛てのメールにおいて、社長から、税金対策として1600万円の会社の金を処分するようにいわれているので受け取って欲しい旨を申し向け、控訴人をしてその旨信用させ、控訴人の本名と電話番号を添付したメール送信を多数回送信するよう指示し、その操作を繰り返させたほか、高速回線の使用や電話番号等の送信作業に多額のポイントを消費させた。

⑤ 同年12月ころ、「銀行員まゆ」は、控訴人宛てのメールにおいて、300万円を振り込みたいとのメールを送信して、これが貰える旨控訴人を信用させ、会員レベルを昇格させたり、文字化け対策として専用回路の開設費用を負担させた。

(6) 「ご近所直アドn e t」におけるメール交換

「モモ」、「主治医○○」及び「振込依頼人○○」

平成21年3月、不治の病で入院しているという「モモ」とその「主治医○○」を名乗る人物は、控訴人宛てのメールにおいて、モモの両親の遺産を受け取って欲しいとして、現実の振込みを担当する「振込依頼人○○」の指示に従うよう求めた。控訴人は、振込依頼人○○の指示に従うことにより、遺産を貰えると信用し、振込依頼人○○からの指示に従い、メール添付やアドレス添付という受送信方法をとらされたほか、指示どおりの暗号を送信するため、大量のポイントを購入させられ、暗号送信にこれを消費させられた。控訴人は、送信を続けても手続きが完了しないため、送信を止めた。

(7) 本件各相手方がいずれもサクラであること

本件各相手方がいずれもサクラであることは、以下の事実から明らかである。

(ア) 指示に従えば数千万円ないし数百万円という多額の金員が入手可能である等というあり得ない不自然な話を提示して勧誘していること。

(イ) メールの送受信に秘密を守るために専用回線を用いる、高速通信を可能にする回線を用いる、メールアドレスや電話番号を添付する必要があるとして、通常の送受信以外にこれらに高額なポイントを消費させていること。

(ウ) 大量のポイント購入を持ちかけ、その繰り返しを命じていること。

(エ) 金員入手のための手続として、虚偽の暗号入力操作等を命じ、その送受信に多大なポイントが消費されるよう、際限なくその手続きの繰返しを要求していること。

(オ) 面会や金員の手渡しを何度も約束しつつ、これをキャンセルしたり、連絡を取れなくしたりして、確認のため、極めて多数の送受信を強いていること。

以上から、本件各相手方は、全く合理性のないポイント購入を控訴人に指示し、多額のポイントを消費させるような指示をしている。直接のメールアドレス交換がされたことはなく、これにより利益を得るのは、サイト運営者である被控訴人のみであるから、本件各相手方は、被控訴人が作り出した架空のサクラであることは明らかである。

(二) 控訴人の損害

控訴人は、本件各相手方がサクラであり、その申し出が実現できないのであれば、本件各サイトの利用をすることはなかったから、利用料金等の名目で支払った全額である合計2031万3000円がその損害である（本件各サイト内で一般利用者同士のメールのやりとりが行われたことは確認できな

いし、仮にごく一部にそのような事実があったとしても、サイトの運営目的がサクラによって違法な利益を得ることにあるといえるから、サイトの運営全体が不法行為を構成するというべきである。)。

そのほか、控訴人は訴訟代理人らを依頼しての本訴提起を余儀なくされたことから、そのための弁護士費用 203万1300円（上記の1割）も本件不法行為と相当因果関係を有する損害である。

#### （被控訴人）

(一) 控訴人が主張の日時に本件各サイトの利用料金等の支払をしたことは認められるが、本件各サイトがサクラサイトであり、被控訴人が一般利用者から利用料金名目で金員を詐取するためのものとして構築運営していること、被控訴人がサクラを利用しているのにそのことを秘匿していることは否認する。

(二) 控訴人がいわゆるサクラと称する人物との間でどのようなやり取りをしたかは不知であり、本件各サイトに仮にサクラがいたとしても、被控訴人がこれを利用していた事実はないから、本件利用料金等は、控訴人の自由意思に基づき、時々の相手方とメール等の送受信をしたことにより発生したものであり、支払った料金が控訴人の損害であることは争う。また、弁護士費用が本件と相当因果関係のある損害であることも争う。不法行為の損害賠償でありながら、控訴審に至って初めて弁護士費用を請求することは権利の濫用であり許されない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 事実関係

前提事実と証拠（甲3、4の1ないし5、甲5の1ないし4、甲9、37の1ないし6、甲39、40の1の2ないし42の2、甲48、53、87、控訴人本人尋問の結果）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、この認定を覆すに足りる証拠はない。

(一) 控訴人は、昭和52年生まれの男性会社員であるが、平成20年5月から

自宅に家族を残して単身赴任生活をしていた。控訴人は、日頃から、ヤフーのアドレスを使用して、参加無料の懸賞サイトに登録し、懸賞に応募していたが、そうしたなかで、控訴人のメールアドレスに「現金をお渡しします。」というタイトルのメールが届き始めた。これらのメールの全文は、リンク先に接続しないと読めないようになっていたため、控訴人がそのうちの1通のリンク先をクリックしたところ、「ピュアラブROYAL」(当時の名称は「ご近所〇〇」)に接続し、相手とメール交換するためには会員登録が必要との案内が出た。そこで、控訴人は平成21年3月に会員登録をしたが、その後本件各サイトに本件各相手方から控訴人宛てのメールが大量に送られてきた。控訴人は本件各相手方と、本件各サイト内で以下のとおりメール交換をした。

#### (1) 直撃ドキュンにおけるメール交換

##### ① 「はるな」とのメール交換

平成21年3月、「はるな」と名乗る人物から控訴人宛てにメールが送られてきた。メールによると、はるなはファイナンス系会社を経営する社長であり、コンピューターや金融事情に明るいと記載されており、はるなは、自分の指示に従うなら多額の金銭（5000万円）を特別な手段で供与できると持ちかけ、その指示に従うよう求めた。

控訴人は、当時、単身赴任で金銭に窮していたことから、はるなからの金銭供与に期待してメール交換を開始したが、はるなの指示により、やり取りが外部に漏れないようセキュリティー強化の専用回線使用料やスピードアップ料等の費用として次々とポイントを購入させられた。

また、はるなは、控訴人がサラ金会社からの借入れと短期間での完済を繰り返すことにより、サラ金会社の信用を得た後、支払を遅滞させて一旦信用をなくした後、はるなが全額の返済をすることにより、さらに控訴人の信用が上がって、5000万円の振り込みが可能になること、サラ金からできるだけ借金をして、ビットキャッシュ（電子マネー）を

大量に購入し、サイトの決済機構の処理速度を超えた決済をしてオーバーフローを起こさせることにより、はるながサイトから多額の金員入手できることなどを述べていたが、控訴人は、メールのやりとりを通じてこれを信用するようになった。控訴人は、はるなの指示に従って、4月13日ころから24日ころまでの間、サラ金からの借入れと、その後の返済を繰り返し、その後、借入金を原資に合計で360万円のビットキャッシュを購入し、同月26日から28日までに被控訴人に270万円の入金をするなどしたが、結局、はるなから資金援助を受けることはできなかった。なお、はるなどの送受信回数は、正確な記録が残っておらず、明らかではない。

## ② 舞衣とのメール交換

はるなどのメール交換を行っているころ、舞衣と名乗る女性から控訴人宛のメールが届き、「会社で3000万円の利益が出たので、極秘で受け取って欲しい」という申し出があった。控訴人が受け取りのための口座番号をメールしようとすると、このサイトでは口座番号を送ることはできないので指示する方法により操作をするよう命じてきた。

控訴人は、舞衣がメールで知らせてくる数字と英文字を組み合わせた暗号を、返信メールによりその都度送信したが、舞衣は、次々と異なる暗号を入力送信するよう指示したため、控訴人は大量のポイントを消費した（規約上メールアドレス及び電話番号を添付するため、各1000ポイントずつの利用料金がかさむ。甲1の7条）。結局、手続が終了することではなく、3000万円が振り込まれることもなかった。

## (2) 直アドゲッчуにおけるメール交換

### ① エミとのメール交換

平成21年3月、エミから控訴人宛てのお知らせメールが送られてきた。そのメールにおいて、エミは大阪市堺区帝塚山に住所を持ち、父親

が経営するアパレル系会社の社員で、サイト利用の目的は話し相手を捜すことであり、祖父が裕福なため、話し相手になったり、会ってくれればお礼に数千万をあげると控訴人に告げた。

控訴人は、エミとメール交換を開始し、その申し出が一定程度実現可能なものと信用するようになった。エミは、メールで、平成22年4月から8月まで、8回の面会を約束し、待ち合わせ場所として高槻市内の店舗と時間を指定してきたは、これを変更したり撤回するなどの行為を繰り返し、その変更などに対処するため、控訴人は大量のメール交換を行い、ポイントを消費した。

エミが控訴人宛てに送信したメールは、記録が残っているものだけで合計1223回であり、これに対処するため、控訴人も同程度の返信をしてポイントを消費したが、結局のところ、控訴人はエミと会うこともできず、金銭を貰うこともできなかった。

## ② 恒子とのメール交換

控訴人が平成21年3月ころからサイトを通じてメールのやり取りをした恒子は、年商が100億円ある会社の経営者であると名乗り、婚約者（後に夫となった）に不満があるということで、控訴人と面会して性交渉をすること及びその対価として高額な現金を支払うことを申し出てきた。

控訴人は、これに期待して恒子とメール交換を開始し、同人の申し出を信じるようになった。恒子は、直前にサイト内メールで面会希望、約束場所と時間を指定してきたが、もともと控訴人が仕事で面会が無理な時間帯を指定したり、約束しても突然反故にされたりした。控訴人は、その連絡のため多くの受送信を余儀なくされ、ポイントを消費したが、結局、恒子と会うことも金銭を貰うこともできなかつたため、平成22年8月26日、控訴人はメールを止めた。

恭子からの送信メールは、記録の残っているものだけで465通である。

### ③ 奈津美とのメール交換

平成22年4月前ころ、精子バンク医療科学研究所の職員を名乗る奈津美から、控訴人宛てにメールが届き、研究所の業務上、男子の精子が必要で控訴人の年齢から研究条件に合致するので採取の必要があるとして、採取対象者として控訴人を指定してきた。控訴人は、奈津美とメール交換し、この指定に応じることとしたが、待ち合わせの日時・場所の決定、その方法、精子取得の対価の支払の申し出等に多数の受送信を余儀なくされた。控訴人と奈津美は3回の面会約束をしたが、いきなり当日の面会を断ってきたり、控訴人が飲酒していることを理由に反故にしたりし、控訴人は、奈津美と面会及び報酬の受け取りをすることはできなかつた。

メールの期間は、平成22年4月前から平成22年8月24日までであり、この間の奈津美のメール送信回数は記録が残っているものだけで112回である。

### ④ 頭取婦人とのメール交換

頭取婦人は、平成22年1月、支援金9000万円を受け取るつもりはないかとするメールを控訴人に送信した。控訴人は金銭に窮していたことから、上記申し出に期待し、メールのやり取りを開始したところ、頭取婦人は、控訴人の住所近くのレンタルビデオ店、病院、ホテルの部屋などを待ち合わせ場所に指定しながら、場所を突然変更したり、待ち合わせ場所に来ているしながら実際には現れなかつたりした。控訴人は、その連絡調整のため、多くのポイントを消費したが、頭取婦人とは面会もできず、支援金も貰えなかつた。

頭取婦人のメール送信回数は、記録の残っているものだけで676回

である。

- (3) 「ピュアラブROYAL」におけるIT企業取締役〇〇、固定資産管財人〇〇、外科医〇〇、SE神谷及び銀行員まゆとのメール交換

平成21年3月、「IT企業取締役〇〇」という女性から、控訴人宛てにメールが届き、会社経営についての話相手か相談相手になってくれれば3000万円を渡すとしてJR高槻駅を待ち合わせ場所として指定してきたが、何回待ち合わせをしても同人は現れることなく、メール交換に大量のポイントを消費した。

平成21年3月16日、同じサイトに「固定資産管財人〇〇」から、控訴人宛てにメールが届き、会社の固定資産を管理して生じた2000万円の剩余金を受け取って欲しい、については税務署にばれないための特殊な振込システムを利用する必要がある、そのためには控訴人において暗号を送信する必要があるといわれ、控訴人はその指示に従った数字とアルファベットの組合せの暗号を数十回にわたり送信したが、いつまで経っても作業指示が終わらず、大量のポイントを使用したことから控訴人は、金銭を貰うことを断念した。

同年5月10日、「外科医〇〇」から、話し相手や相談相手になってくれば600万円を会って手渡すとの申し出があり、控訴人はその連絡に従ってJR新大阪や高槻駅等に駆けつけて同人を待ち続けたが、同人は一度も現れなかった。控訴人は、所在確認等のため1日数百回に及ぶメール交換をし、大量のポイントを購入し、使用させられた。

続いて、同年8月初め頃、SE神谷という女性から控訴人宛てのメールが届き、社長から税金対策として1600万円の会社の金を処分するようにいわれているので受け取って欲しいといわれた。控訴人はこれに期待してメール交換を開始したが、SE神谷から、控訴人の本名と電話番号が必要で、多数回これらを添付したメールを送信し、サーバーに負

担を掛けねば、文字化けせずに送られた控訴人口座に1600万円が貰えるとし、その過程で高速回線を使用するよう指示されたり、口座番号等を1文字5回ずつ送信するよう指示され、これに従い大量のポイントを消費した。

さらに、同年12月ころ、銀行員まゆから、300万円を振り込みたいとのメールが届いた。控訴人は、これが貰えると期待して、メール交換を開始したが、銀行員まゆは、文字化け対策として同月13日専用回路の開設費用としてビットキャッシュ20万円を負担させながら、文字化けしているので直接会って支払いしたいと上記負担を無にする申し出をしてきたため、控訴人は、その頃、やり取りを中止した。

(4) 「ご近所直アドnet」におけるモモ、主治医〇〇及び振込依頼人〇〇とのメール交換

平成21年3月、不治の病で入院しているというモモという患者とその主治医〇〇を名乗る人物から、控訴人宛てのメールが届き、モモの両親の遺産を受け取って欲しいとして、サイトへの登録と、現実の振込みを担当する振込依頼人〇〇の指示に従うよう求められた。控訴人は振込依頼人〇〇から「数字や記号を送る際、メール添付やアドレス添付にチェックを入れて送信する必要がある、指示どおりの暗号を送信すること、途中で止めないことを誓うこと、高額のポイントが必要なので、まとまったポイントを用意して貰う必要がある。」との案内を受け、その指示のままに大量の送受信を行ったものの、振込依頼人〇〇は、再び最初から同一作業を繰り返すことをなど指示してきたため、控訴人の方で中断した。

(二) 控訴人が本件各サイト内でメール交換をした相手方は、本件各相手方のほかにもさらに2、3人程度いるが、その名前は明らかではない（以下、本件各相手方と併せて「本件各相手方等」という。）。しかし、それらの相手方が

らのメールも、暗号を入れると金銭を贈与するなどという内容のものであった。

(三) 控訴人は、本件各相手方等がいずれも本件各サイトの一般の会員であり、その申し出の内容（面会や金銭の供与等）が一定程度は実現できる可能性があるものと信じて、メール交換を続け、本件各サイトのポイントを購入したのであり、これがサクラであり、その申し出がおよそ実現できないものであることを知つていれば、ポイントを購入してメール交換をすることはなかつた。

(四) 控訴人代理人による利用体験

控訴人代理人らは、本件訴訟係属中に「直アドゲッчу」に、地域及びハンドルネーム等を変えて女性名で3件の登録をしたところ、その3件のアドレス宛に数分後から大量のメールが届いた。そのメールは、3件とも「愛を知らない男（代表取締役）」など同一名の相手方からのものであり、その内容も財産の譲渡を示唆する全く同一の文言であった。控訴人代理人がそれらに返信をすると、次々とサイト運営会社への入金を促す個別のメールが繰り返された。これらのメールは、3件とも同一名で、同一時刻に送られることが多く、その内容も同一文であるが、登録地域に応じて待ち合わせ場所や送信者のプロフィール（出身地）などは変えられていた（甲53、87）。

以上によれば、これらのメールは、これを専属的に担当している者から多数の会員宛に組織的に送信されていることがうかがわれる。

## 2 不法行為の成否

(一) 上記1の事実に基づき判断すると、まず、本件各相手方等からの申し出は、見も知らない控訴人に対し、指示に従えば数百万円ないし数千万円という多額の金員を供与する、面談や実験対象となってくれれば相当の対価を支払う等、あり得ない不自然な話で、そのいずれについても全く実現していないのであり、本件各相手方等がこれを実現する意思、能力を有していないことは

明らかである。

(二) 次に、本件各相手方は、控訴人に対し、

① メールの送受信に、専用回線を用いさせたり、メールアドレス、電話番号、個人の氏名を添付する必要があるなどとして、通常の送受信以外に、高額なポイントを消費させていること（はるな、舞衣、ＳＥ神谷、銀行員まゆ）、

② 暗号入力操作、口座番号の入力操作等を命じ、さらに、その送受信に多大なポイントが消費されるよう際限なくその手続の繰返しを要求していること（固定資産管財人〇〇、ＳＥ神谷、振込依頼人〇〇）、

③ 面会や金員の手渡しを約束してはキャンセルすることを繰り返し、極めて多数の送受信を余儀なくさせていること（エミ、恭子、奈津子、頭取婦人、ＩＴ企業取締役〇〇、外科医〇〇）

などを行わせているが、これらの指示に合理性は見いだしがたく、その目的は、いずれも控訴人にできるだけ多くのポイントを消費させ、被控訴人に対し、利用料金名下に高額の金員を支払わせることにあることは明らかである。

そして、高額な利用料金を支払わせることによって利せられるのは被控訴人においてほかにない（本件各相手方が、控訴人と同様のサイトの一般の会員であるとすれば、頻回のメールの送受信には当事者双方にとって高額の利用料金の負担義務が生じるから、当事者にとって利益はない。）。それにもかかわらず、本件各相手方が控訴人に利用料金を支払わせようとしている事実は、本件各相手方には利用料金の負担義務が課せられていない事実及び本件各相手方が被控訴人の利益を意図して行動している事実を推認させる。また、このことは、前記1(二)の本件各サイトにおける本件各相手方以外のメール相手についても同様である。

したがって、控訴人が本件各サイトにおいてメール交換した本件各相手方等は、一般の会員ではなく、被控訴人が組織的に使用している者（サクラ）

であるとみるほかはない。

前記1(四)の事実もこれを裏付けているというべきである。

(三) 以上によれば、被控訴人は、本件各サイトにおいて、サクラを使用して、かつサクラであることを秘して、資金援助や連絡先交換又は待ちせ等、役務ないし利益の提供をする意思もないのに、それがあるように虚偽のメールを送信させて、それらが一定程度実現する可能性があると控訴人を誤信させ、控訴人に役務ないし利益の取得のため、送受信等を多数回繰り返させたり、上記資金援助等の目的達成のためには虚偽の暗号送信等の手続が必要であるとの虚偽の事実を申し向けてその旨控訴人を誤信させ、利用料金名下に多額の金員を支払わせた詐欺に該当するものというべきである。被控訴人は、控訴人に対する不法行為責任を免れることはできない。

### 3 控訴人の損害

控訴人が本件各サイトにおいてメール交換をした相手(本件各相手方等)は、前記のとおりすべてサクラであるから、控訴人の損害は、本件各サイトの利用料金として支払った金員の全額である合計2031万3000円である。

また、弁論の全趣旨によれば、控訴人は、本訴の提起、遂行に訴訟代理人らを委任して訴訟行為に当たらせたことが認められるところ、本件事件の難易、訴訟代理人らの訴訟行為、上記損害認容額その他一切の事情を考慮すれば、上記損害の1割に相当する弁護士費用203万1300円も本件不法行為と相当因果関係を有する損害であると認められる。

被控訴人は、当審にいたって弁護士費用の請求拡張を許されない旨主張するが、採用できない。

### 第4 結語

よって、これと異なる原判決を取り消した上、控訴人の請求(当審で拡張された分を含む。)を全部認容することとし、訴訟費用の負担につき民訴法67条2項、61条を、仮執行宣言につき同法310条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 瀧澤 泉

裁判官 三代川俊一郎

裁判官 梶智紀

瀬戸和宏	外山 亮	小田典靖	田島寛之	天野正男	福村武雄	岡野聰史
福本悦朗	牟田圭佑	鵜飼雅成	葛田 勲	田畠 淳	中島俊明	川村暢生
伊東達也	竹村幸恵	岩城善之	坂井崇徳	高橋暁子	神野直弘	土井裕明
岩井浩志	山田 卓	加藤健一	高木篤夫	太田伊早子	上原伸幸	齋岡寿治
上杉浩介	小林孝志	平野憲子	佐藤千弥	鈴木義貴	土屋文博	南 圭一
及川智志	岩澤千洋	稻熊公孝	島 幸明	太宰順一	阿部健一	小林明人
笠原 智	笹田雄介	今泉麻衣子	大塚 陵	今井 史郎	吉野 晶	臼井俊治
清田友洋	橘 潤	伊藤弘泰	手塚富士雄	渡部雄介	吳 裕麻	大澤 愛
久保隼哉	川谷慎一郎	宮崎真由	竹内義則	庄司智弥	山本勝敏	
佐藤沙織	濱田 諭	小田直子	岩田修一	大橋洋介	岡邑祐樹	
澤田仁史	久保山博充	鈴木岳弘	松宮徹郎	小井 朗	莢田信之	
常岡久寿雄	片岡大輔	泉希望子	朝倉祐介	横田由樹	藤井嘉子	
戸田 哲	増田良文	丹羽加奈絵	佐藤嘉寅	大泉力也	濱口純吾	
仲野千恵子	荒武善斎	小泉 友	岩田 修	大橋賢也	加藤 剛	
広山相徳	松田公利	星野真二	竹花 元	谷川献吾	福崎博孝	
牧野宏信	五嶋俊信	板倉しのぶ	北野香織	諸節百合子	西村広平	
安井飛鳥	岡直幸	武川真弓	武田香織	白川景子	岡田雄一郎	
吉村 類	由良清香	河村佳起	三上 理	加藤武夫	鎌田健司	
渡邊寛之	八重尾龍	近藤信弘	永井健三	村上慶一郎	伊藤佑紀	
井口夏貴	山本一志	山中千昌	佐々木幸孝	佐々木敏尚	佐藤孝明	
石田光史	原田武彦	小山征一郎	齋藤 雅弘	香崎弘文	山田いずみ	
岡部信政	川島好勝	黒川綾子	大迫惠美子	貝原吉記	鈴木裕美	
尾崎 大	中村健太	小堀良治	平澤慎一	佐藤茉実	前田大輔	
篠原広幸	前田剛志	寺町晋二郎	山内 隆	長田淳	高島梨香	
清水さやか	谷本素子	樋田安央	宮村純子	中村弘毅	小笠原亜希	
吉野 泉	森高章修	徳田万里子	白井晶子	東谷良子	金 昌宏	
山本哲朗	加藤之拓	松澤良人	武井共夫	木下真由美	鈴間淳一	
玉井邦芳	勝原一郎	水野明美	城田孝子	佐藤徳典	河野 聰	
植松浩司	近藤剛史	水野好香	飯田伸一	竹内和正	吉井和明	
石井研也	里村文香	石渡幸子	芳野直子	月岡 朗	上垣内悦子	
塩地陽介	下川絵美	本間紀子	小野仁司	宮西陽子	藤崎千依	
速水 渉	戸田慶吾	大胡田誠	小谷 韶	増田悠作	巨瀬慧人	

(1)直塗ドキュン(4-2)		(2)直アドゲッчуー(4-3)		(3)ピュアラフロタル(4-4)		(4)近所直アドnet(4-5)			
日付	振込方法	金額	振込方法	金額	振込方法	金額	振込方法	金額	合計
2009/3/8					M1Checkクレジット	10,000			10,000
2009/3/9					M1Checkクレジット	10,000			10,000
2009/3/14					M1Checkクレジット	10,000			20,000
					M1Checkクレジット	10,000			
2009/3/15					M1Checkクレジット	10,000	M1Checkクレジット	3,000	
							M1Checkクレジット	5,000	
							M1Checkクレジット	5,000	23,000
2009/3/16					M1Checkクレジット	10,000			10,000
					M1Checkクレジット	10,000			
2009/3/17					M1Checkクレジット	10,000			
					M1Checkクレジット	10,000			40,000
2009/3/18				M1Checkクレジット	5,000	M1Checkクレジット	10,000		15,000
2009/3/19				M1Checkクレジット	10,000	M1Checkクレジット	20,000		
				M1Checkクレジット	10,000				40,000
				M1Checkクレジット	5,000				
				M1Checkクレジット	5,000				
				M1Checkクレジット	10,000				
				M1Checkクレジット	10,000				
				M1Checkクレジット	10,000				
				M1Checkクレジット	10,000				
				M1Checkクレジット	10,000				
				M1Checkクレジット	10,000				
2009/3/20				M1Checkクレジット	5,000				130,000
				M1Checkクレジット	10,000				
				M1Checkクレジット	5,000				
				M1Checkクレジット	10,000				
				M1Checkクレジット	10,000				
				M1Checkクレジット	10,000				
				M1Checkクレジット	10,000				
				M1Checkクレジット	10,000				
				M1Checkクレジット	10,000				
2009/3/21				M1Checkクレジット	10,000				15,000
				M1Checkクレジット	5,000				
2009/3/22				M1Checkクレジット	10,000	M1Checkクレジット	20,000		40,000
				M1Checkクレジット	10,000				
2009/3/23				M1Checkクレジット	10,000				20,000
				M1Checkクレジット	10,000				
2009/3/25				M1Checkクレジット	10,000				30,000
				M1Checkクレジット	10,000				
2009/3/26				M1Checkクレジット	10,000				20,000
				M1Checkクレジット	10,000				
2009/3/27				M1Checkクレジット	10,000				10,000
				M1Checkクレジット	10,000	M1Checkクレジット	15,000	M1Checkクレジット	10,000
2009/3/28				M1Checkクレジット	10,000				80,000
				M1Checkクレジット	10,000				
				M1Checkクレジット	10,000				
				M1Checkクレジット	15,000				
				M1Checkクレジット	5,000	M1Checkクレジット	10,000		
				M1Checkクレジット	50,000	M1Checkクレジット	10,000		
				M1Checkクレジット	5,000	銀行振込	5,000		
				M1Checkクレジット	5,000	銀行振込	10,000		
				M1Checkクレジット	10,000	銀行振込	10,000		
				M1Checkクレジット	5,000	銀行振込	5,000		
2009/3/29				M1Checkクレジット	10,000	M1Checkクレジット	20,000		125,000
				M1Checkクレジット	10,000				
				M1Checkクレジット	20,000				
2009/3/30				M1Checkクレジット	10,000	M1Checkクレジット	20,000		50,000
				M1Checkクレジット	20,000				
2009/4/1				M1Checkクレジット	20,000				20,000
				M1Checkクレジット	50,000				
2009/4/2				M1Checkクレジット	50,000				200,000
				M1Checkクレジット	50,000				
				M1Checkクレジット	50,000				
2009/4/3				M1Checkクレジット	30,000	M1Checkクレジット	5,000		55,000
				M1Checkクレジット	20,000				
2009/4/4				銀行振込	10,000	銀行振込	10,000		30,000
				銀行振込	10,000				
				銀行振込	5,000				
				銀行振込	10,000				
				銀行振込	10,000				
2009/4/5				銀行振込	5,000				25,000
				銀行振込	10,000				
				銀行振込	10,000				
2009/4/6			銀行振込	10,000	銀行振込	10,000			20,000
2009/4/7			銀行振込	5,000					5,000
2009/4/8			銀行振込	5,000					15,000
2009/4/9			銀行振込	10,000					10,000
2009/4/10			銀行振込	10,000					10,000
			銀行振込	5,000					
			銀行振込	5,000					
			銀行振込	5,000					

(1)直墻トキュン(4-2)		(2)直アドゲッчуー(4-3)		(3)ヒュアラフロヤル(4-4)		(4)ご近所直アトnet(4-5)		合計	
日付	振込方法	金額	振込方法	金額	振込方法	金額	振込方法	金額	
2009/4/11			銀行振込	5,000					45,000
			銀行振込	10,000					
			銀行振込	10,000					
			銀行振込	5,000					
2009/4/12			銀行振込	10,000					35,000
			銀行振込	5,000					
			銀行振込	10,000					
			銀行振込	10,000					
2009/4/13	M1Checkクレジット	50,000	銀行振込	10,000					160,000
	M1Checkクレジット	50,000							
	M1Checkクレジット	50,000							
2009/4/14	銀行振込	5,000	銀行振込	10,000					15,000
2009/4/15			銀行振込	10,000					20,000
			銀行振込	10,000					
2009/4/16	M1Checkクレジット	50,000	銀行振込	20,000	銀行振込	20,000			310,000
	M1Checkクレジット	50,000	銀行振込	10,000					
	M1Checkクレジット	50,000	銀行振込	10,000					
	M1Checkクレジット	50,000							
	M1Checkクレジット	50,000							
2009/4/17			銀行振込	10,000					10,000
2009/4/18			銀行振込	15,000					100,000
			銀行振込	10,000					
			銀行振込	5,000					
			銀行振込	50,000					
			銀行振込	10,000					
			銀行振込	10,000					
2009/4/19			ビットキャッシュ	5,000					55,000
			銀行振込	5,000					
			銀行振込	10,000					
			銀行振込	10,000					
			銀行振込	15,000					
			銀行振込	10,000					
2009/4/20			銀行振込	20,000					30,000
2009/4/21			銀行振込	10,000					10,000
2009/4/23			銀行振込	10,000					10,000
2009/4/24			銀行振込	20,000					40,000
2009/4/26	ビットキャッシュ	50,000	銀行振込	10,000			ビットキャッシュ	50,000	630,000
	ビットキャッシュ	50,000	銀行振込	10,000			ビットキャッシュ	50,000	
	ビットキャッシュ	50,000	銀行振込	10,000			ビットキャッシュ	50,000	
	ビットキャッシュ	50,000					ビットキャッシュ	50,000	
	ビットキャッシュ	50,000					ビットキャッシュ	50,000	
	ビットキャッシュ	50,000					ビットキャッシュ	50,000	
	ビットキャッシュ	50,000					ビットキャッシュ	50,000	
	ビットキャッシュ	50,000					ビットキャッシュ	50,000	
2009/4/27	ビットキャッシュ	100,000	銀行振込	30,000			ビットキャッシュ	50,000	2,030,000
	ビットキャッシュ	100,000					ビットキャッシュ	50,000	
	ビットキャッシュ	100,000					ビットキャッシュ	50,000	
	ビットキャッシュ	100,000					ビットキャッシュ	50,000	
	ビットキャッシュ	100,000					ビットキャッシュ	50,000	
	ビットキャッシュ	100,000					ビットキャッシュ	50,000	
	ビットキャッシュ	100,000					ビットキャッシュ	50,000	
	ビットキャッシュ	100,000					ビットキャッシュ	50,000	
	ビットキャッシュ	100,000					ビットキャッシュ	50,000	
	ビットキャッシュ	100,000					ビットキャッシュ	50,000	
	ビットキャッシュ	100,000					ビットキャッシュ	50,000	
	ビットキャッシュ	100,000					ビットキャッシュ	50,000	
2009/4/28	ビットキャッシュ	100,000							1,000,000
	ビットキャッシュ	100,000							
	ビットキャッシュ	100,000							
	ビットキャッシュ	100,000							
	ビットキャッシュ	100,000							
	ビットキャッシュ	100,000							
	ビットキャッシュ	100,000							
	ビットキャッシュ	100,000							
2009/4/29			銀行振込	30,000					30,000
2009/4/30			銀行振込	20,000					20,000
2009/5/1			銀行振込	20,000					70,000
			銀行振込	30,000					

(1) 売上高(4-2)		(2) 直アドゲッчу(4-3)		(3) ビュアラプロモ(4-4)		(4) 近所画アドnet(4-5)		合計
日付	振込方法	金額	振込方法	金額	振込方法	金額	振込方法	
2009/5/2			銀行振込	10,000				10,000
2009/5/6	M1Checkクレジット	100,000	銀行振込	20,000				420,000
2009/5/7	M1Checkクレジット	100,000						170,000
2009/5/8	ビットキャッシュ	100,000	銀行振込	10,000				160,000
2009/5/9	ビットキャッシュ	100,000	銀行振込	50,000				470,000
2009/5/10	ビットキャッシュ	50,000	銀行振込	20,000				280,000
2009/5/11	M1Checkクレジット	30,000						170,000
2009/5/12	M1Checkクレジット	30,000						220,000
2009/5/13	M1Checkクレジット	30,000	銀行振込	10,000				120,000
2009/5/14			銀行振込	10,000	銀行振込	10,000		20,000
2009/5/15	M1Checkクレジット	10,000	銀行振込	10,000	銀行振込	20,000		90,000
2009/5/16	M1Checkクレジット	10,000			銀行振込	10,000		10,000
2009/5/18					銀行振込	20,000		20,000
2009/5/19					銀行振込	20,000		20,000
2009/5/20			銀行振込	5,000				10,000
2009/5/21			銀行振込	10,000				10,000
2009/5/22					銀行振込	10,000		10,000
2009/5/23			銀行振込	10,000	銀行振込	5,000		15,000
2009/5/24			銀行振込	5,000				15,000
2009/5/25			銀行振込	10,000				5,000
2009/5/26			銀行振込	10,000				10,000
2009/5/28			銀行振込	5,000	銀行振込	10,000		15,000
2009/6/1			銀行振込	10,000				30,000
2009/6/2			銀行振込	20,000				15,000
2009/6/3			銀行振込	5,000				5,000
2009/6/4			銀行振込	10,000				10,000
2009/6/5			銀行振込	10,000				10,000
2009/6/6			銀行振込	20,000				40,000
2009/6/7			銀行振込	10,000	銀行振込	5,000		25,000
2009/6/8			銀行振込	20,000				40,000
2009/6/9			銀行振込	30,000	銀行振込	50,000		80,000
2009/6/11			銀行振込	20,000	銀行振込	20,000		40,000
2009/6/12			銀行振込	20,000	銀行振込	30,000		50,000
2009/6/13			銀行振込	10,000				20,000
2009/6/14			銀行振込	10,000				25,000
2009/6/15			銀行振込	5,000				15,000
2009/6/16			銀行振込	10,000				10,000



(1)直送トキュン(4-2)		(2)直アドゲッчуー(4-3)		(3)ヒュアラフロマル(4-4)		(4)近所直アドnet(4-5)		合計
日付	振込方法	金額	振込方法	金額	振込方法	金額	振込方法	
2009/7/26	ビットキャッシュ	10,000	銀行振込	20,000				30,000
2009/7/28	銀行振込	30,000						30,000
2009/8/2	銀行振込	30,000						30,000
2009/8/5	銀行振込	20,000	銀行振込	50,000				120,000
2009/8/6			銀行振込	50,000			銀行振込	5,000
2009/8/7	銀行振込	20,000	銀行振込	140,000	銀行振込	25,000		205,000
2009/8/10			銀行振込	20,000	銀行振込	70,000		100,000
2009/8/11			銀行振込	30,000	銀行振込	30,000		80,000
2009/8/12			銀行振込	30,000				30,000
2009/8/13			銀行振込	30,000				30,000
2009/8/14			銀行振込	30,000				100,000
2009/8/15			銀行振込	70,000				10,000
2009/8/16	銀行振込	10,000						10,000
2009/8/17	銀行振込	10,000						10,000
2009/8/19			銀行振込	50,000				160,000
2009/8/20	銀行振込	10,000	銀行振込	250,000				260,000
2009/8/22			銀行振込	50,000				165,000
2009/8/23	銀行振込	15,000	銀行振込	70,000				95,000
2009/8/24	銀行振込	10,000	銀行振込	50,000				50,000
2009/8/25			銀行振込	170,000				170,000
2009/8/26	銀行振込	5,000	銀行振込	150,000				415,000
2009/8/27	銀行振込	10,000	銀行振込	150,000				30,000
2009/8/29			銀行振込	20,000	銀行振込	10,000		20,000
2009/8/30			銀行振込	10,000				10,000
2009/9/1	銀行振込	10,000						10,000
2009/9/2	銀行振込	10,000						10,000
2009/9/3	銀行振込	20,000						20,000
2009/9/5	銀行振込	10,000						20,000
2009/9/6	銀行振込	10,000						50,000
2009/9/9	銀行振込	10,000						30,000
2009/9/11			銀行振込	15,000				15,000
2009/9/13	銀行振込	10,000						30,000
2009/9/15	銀行振込	20,000						40,000
2009/9/18	銀行振込	10,000						20,000
2009/9/23	銀行振込	20,000						20,000
2009/9/24	銀行振込	10,000	銀行振込	10,000	銀行振込	10,000		20,000
2009/9/25	銀行振込	10,000	銀行振込	50,000	銀行振込	5,000		110,000
2009/9/26	銀行振込	10,000	銀行振込	20,000	銀行振込	20,000		50,000
2009/9/27	ビットキャッシュ	10,000	銀行振込	10,000				30,000
2009/9/28	ビットキャッシュ	10,000	銀行振込	5,000				15,000
2009/9/29	ビットキャッシュ	10,000						10,000
2009/9/30	ビットキャッシュ	10,000						10,000
2009/10/1	M1Checkクレジット	50,000	ビットキャッシュ	10,000			M1Checkクレジット	50,000
	M1Checkクレジット	50,000					M1Checkクレジット	50,000
	M1Checkクレジット	100,000					M1Checkクレジット	100,000
	M1Checkクレジット	100,000						



(1)直翌トデュン(4-2)			(2)直アドゲッчу(4-3)		(3)ヒュアラフロヤル(4-4)		(4)ご近所直アトnet(4-5)		
日付	振込方法	金額	振込方法	金額	振込方法	金額	振込方法	金額	合計
	銀行振込	10,000							
	銀行振込	20,000							
2009/11/16	銀行振込	10,000							35,000
	銀行振込	5,000							
2009/11/20	銀行振込	10,000							10,000
2009/11/21	銀行振込	10,000							10,000
2009/11/22	銀行振込	20,000							20,000
	銀行振込	10,000							
2009/11/23	銀行振込	10,000							30,000
	銀行振込	10,000							
2009/11/24	銀行振込	5,000							15,000
2009/11/25	銀行振込	10,000							20,000
2009/11/27	銀行振込	10,000							10,000
2009/11/28	銀行振込	10,000							10,000
2009/11/29	銀行振込	10,000							10,000
2009/11/30	銀行振込	5,000							5,000
2009/12/2	銀行振込	5,000							5,000
2009/12/3	銀行振込	30,000							30,000
2009/12/5	銀行振込	10,000							20,000
2009/12/6	銀行振込	10,000							10,000
2009/12/8	銀行振込	30,000							30,000
2009/12/9	銀行振込	20,000							20,000
2009/12/10			銀行振込	10,000					10,000
2009/12/12	M1Checkクレジット	70,000			M1Checkクレジット	70,000			
					M1Checkクレジット	30,000			
					M1Checkクレジット	70,000			
					M1Checkクレジット	50,000			
					銀行振込	100,000			
					M1Checkクレジット	20,000			
2009/12/13	M1Checkクレジット	30,000	ビットキャッシュ	10,000	ビットキャッシュ	100,000			
			ビットキャッシュ	5,000	ビットキャッシュ	100,000			
			銀行振込	20,000	銀行振込	150,000			
2009/12/15			銀行振込	20,000					20,000
2009/12/17	ビットキャッシュ	50,000							
	ビットキャッシュ	50,000							
	ビットキャッシュ	50,000							
	ビットキャッシュ	50,000							
	ビットキャッシュ	50,000							
	ビットキャッシュ	50,000							
	ビットキャッシュ	50,000							
	ビットキャッシュ	50,000							
	ビットキャッシュ	50,000							
	ビットキャッシュ	50,000							
	ビットキャッシュ	50,000							
	ビットキャッシュ	50,000							
	ビットキャッシュ	50,000							
	銀行振込	100,000							
2009/12/20	ビットキャッシュ	50,000							
	ビットキャッシュ	50,000							
	ビットキャッシュ	50,000							
	ビットキャッシュ	50,000							
	ビットキャッシュ	50,000							
	ビットキャッシュ	50,000							
	ビットキャッシュ	50,000							
	銀行振込	20,000							
2009/12/23	銀行振込	20,000							40,000
2009/12/24	銀行振込	20,000							20,000
2009/12/28	銀行振込	30,000							30,000
2009/12/31			銀行振込	50,000					50,000
2010/1/9	銀行振込	20,000							20,000
2010/1/10	ビットキャッシュ	10,000							20,000
2010/1/11	銀行振込	10,000							10,000
2010/1/12	ビットキャッシュ	10,000							20,000
2010/1/13	ビットキャッシュ	10,000							20,000
2010/1/15	ビットキャッシュ	10,000							10,000
2010/1/16	ビットキャッシュ	10,000							10,000

(1)直送トキュン(4-2)		(2)直アドゲッチュ(4-3)		(3)ピュアラフロヤル(4-4)		(4)ご近所直アドnet(4-5)		合計
日付	振込方法	金額	振込方法	金額	振込方法	金額	振込方法	
2010/1/17			銀行振込	10,000				10,000
2010/1/18			ビットキャッシュ	10,000				20,000
2010/1/19			銀行振込	10,000				10,000
2010/1/20			銀行振込	10,000				30,000
2010/1/21			銀行振込	10,000				10,000
2010/1/23			銀行振込	10,000				20,000
2010/1/28			銀行振込	10,000				10,000
2010/2/1			銀行振込	10,000				35,000
2010/2/2			銀行振込	10,000				10,000
2010/2/3			銀行振込	10,000				10,000
2010/2/5			銀行振込	10,000				10,000
2010/2/7			銀行振込	10,000				20,000
2010/2/8			銀行振込	5,000				10,000
2010/2/9			銀行振込	5,000				
2010/2/11			銀行振込	10,000				20,000
2010/2/12			銀行振込	10,000				10,000
2010/2/13			銀行振込	10,000				25,000
2010/2/14			銀行振込	5,000				15,000
2010/2/16			銀行振込	5,000				5,000
2010/2/17			銀行振込	10,000				10,000
2010/2/18			銀行振込	5,000				15,000
2010/2/25			銀行振込	10,000				10,000
2010/3/1			銀行振込	5,000				30,000
2010/3/2			銀行振込	20,000				
2010/3/3			銀行振込	5,000				15,000
2010/3/4			銀行振込	5,000				5,000
2010/3/10			ビットキャッシュ	5,000				5,000
2010/3/15			銀行振込	10,000				10,000
2010/3/18	銀行振込	100,000	銀行振込	20,000				120,000
2010/3/19			銀行振込	10,000				10,000
2010/3/20			銀行振込	10,000	銀行振込	20,000		30,000
2010/3/21			銀行振込	20,000				20,000
2010/3/22			銀行振込	10,000				10,000
2010/3/23			銀行振込	10,000				10,000
2010/3/24			銀行振込	10,000				10,000
2010/3/26			銀行振込	30,000				30,000
2010/3/28			銀行振込	20,000				20,000
2010/4/1			銀行振込	10,000				10,000
2010/4/3			銀行振込	10,000				10,000
2010/4/4			銀行振込	20,000				20,000
2010/4/5			銀行振込	10,000				10,000
2010/4/8			銀行振込	10,000				10,000
2010/4/10			銀行振込	10,000				10,000
2010/4/11			銀行振込	10,000				10,000
2010/4/13			銀行振込	30,000				30,000
2010/4/18			銀行振込	10,000				10,000
2010/4/20			銀行振込	10,000				10,000
2010/4/22			銀行振込	10,000				10,000
2010/4/25			銀行振込	30,000				40,000
2010/5/8			銀行振込	10,000				20,000
2010/5/9			銀行振込	20,000				10,000
2010/5/12			銀行振込	30,000				30,000
2010/5/17			銀行振込	10,000				10,000
2010/6/21			銀行振込	40,000				40,000
2010/6/23	銀行振込	200,000						200,000
2010/6/26	銀行振込	50,000						50,000
2010/6/28			銀行振込	15,000				15,000
2010/6/29			銀行振込	20,000				20,000
2010/7/2			銀行振込	20,000				20,000
2010/7/5			ビットキャッシュ	5,000				
			銀行振込	20,000				
			銀行振込	10,000				45,000

①直支店(4-2)		②直アドゲッчу(4-3)		③ヒュアラフロヤル(4-4)		④ご近所直アドnet(4-5)		合計
日付	振込方法	金額	振込方法	金額	振込方法	金額	振込方法	
2010/7/7	銀行振込	100,000	銀行振込	10,000				100,000
2010/7/10			銀行振込	20,000				20,000
2010/7/11	ビットキャッシュ	50,000						100,000
	ビットキャッシュ	50,000						
2010/7/12			ビットキャッシュ	10,000				40,000
			銀行振込	30,000				
2010/7/18			銀行振込	20,000				20,000
2010/7/19	ビットキャッシュ	50,000						100,000
	ビットキャッシュ	50,000						
2010/7/25	ビットキャッシュ	50,000						100,000
	ビットキャッシュ	50,000						
2010/7/26			銀行振込	20,000				20,000
2010/8/1			銀行振込	30,000				30,000
2010/8/24			ビットキャッシュ	5,000				5,000
			ビットキャッシュ	10,000				
2010/8/25			ビットキャッシュ	10,000				30,000
			ビットキャッシュ	10,000				
2010/8/26			ビットキャッシュ	10,000				10,000
		9,135,000		5,230,000		3,935,000		2,013,000
								20,313,000

これは正本である。

平成 25年 6月 19日

東京高等裁判所第11民事部

裁判所書記官 山本起美代

